

秘密指定解除
公文書監理室

サンフランシスコ平和条約第三条の項について

江川英文
萬葉雄一

オ四条は、まず一項で、日本の改憲地域（大二三）にある日本の財産（日本國又はその國民の財産）又は改憲地域の總務政當局並びに住民に対する諸不権（日本國又はその國民の請求権）の處理と、丁度並の日本にある改憲地域の總務政當局又は住民の財産（日本國又は國民に対する諸不権の處理）を兼せて、日本と改憲地域の總務政當局との間の特別取極めの主題としている。この改憲地域の一つが朝鮮であるが、この規定を朝鮮にあてはめれば、日本の在韓財産又は對韓請求権と、韓國の在日財産又は對日請求権とが、日本と韓國との間の特別取極めとともに處理することを意味する。

本四条の項では、9項の改憲地域に、オ三條のアメリカの施政地域を加えて、悉くた

あるアメリカの軍政府へオニ翁の地域の一帯とか三翁の地域によつて行はれた日本へ
國父（國民）の財産の「処理の効力を取る」ことを日本が約している。朝鮮とくに
南朝鮮とする現在の韓国には、その独立前とアメリカの軍政府を存し正にこの約項に該
当する。そこで在韓日本財産に対するアメリカ軍政府の過去の処理がいかなるものであ
つたせば日本はこれを争わず承認することとなる。在韓日本財産の処理は、
自韓の間の特別取扱い一方の主権とされことになつてゐるが、右項の限界で、すこ
に右の特別取扱いによる将来の処理が別約されることとなる。

三、朝鮮（韓國）は、サンフランシスコ条約の当該國ではないが、右のオニ翁系に關しては
共益权（同條約）二二条で規定され、韓國が參照の意思は明かである。

四、四条により日本が承認する在韓財産の処理は、過去のものであつて、それをさのま
ま認めるということである。従つて、四条の効果は、アメリカ軍政府によつてすでに
行あれた処理の内容によつて定まる。この点は連合国内の日本財産（いわゆる在外財産）

について、連合軍の処分権が認められる（一四条）の場合によく異なつてゐる。この場合とは、日本財産の処分権が新に連合國に認められるのであつて、戦時牛に連合國がこれら自国内の敵へ日本之産をどのように処理したかは問題でなく、平和条約の規定で新たに处分権が認められる。四条の場合、平和条約で新召処分権が認められるのでないことは在韓日本財産については、（らんの制約が一方においてあるが）、韓國の在日財産とともに、平和条約以後に平定される日韓の特別取締による処理の対象とされることがから明かである。

五、問題のりんの在韓日本財産に対するアメリカ軍政府の処理の効力は、一九四五年前アメ

リカ軍政長官命令第十三号と一九四八年の米韓協定が判断の基礎となる。

ところが、その前に、少し廻り道であらかじめ問題の理解を助けるために、占領の問題について、朝鮮の場合は、当時の日本の領土の一部が戦争によりアメリカ軍によって占領され、その軍政の下にあかれざるものである。そのような占領下における占領地財産（この場合在韓日本財産が実際にはれに該当する）については、一般國際法の規定がある。

即ち、占領地においては敵の国有財産中、動産については、「作戦動作ニ供スルニ
トラ得ベキシもの（現金、其金、有価証券、財産兵器、輸送機材、在庫品、糧秣など）」

（一）陸戰規則五三条一項）は、これを押収。一旦の没収すること外できる。古以外の
國有動産は没収でない。國有不動産はこれを管理し使用することはできずか、その元
本及び収益は保護し保存しなければならぬ。ハハク陸戰規則五五条参照）敵国人の
私有財産は一般にこれを尊重することを要し没収は許されない（同上四六条二項）が、

私有の動産中、通信、輸送用の一切の機関、駆逐兵器その他の軍需品は、これを押収し
て使用することができる。没収はできない。敵後原物を返還するか、原物を返還しない
いどき時は、その他損害のあるときは賠償をしておくはならない（同上五三条二項）。私
有の建物を使用することは慣習的に認められてゐる。市町村の財産乃至宗教、慈善、教
育、技芸並みに学術用の施設物（国有私有を問わない）は、私有財産と同一の保護を受
ける。即ち、占領国は、占領地の被占領国の財産について、右のような处理を適法に為
しうる。被占領国はその効力を認めなくてはならぬ。そこで、没収しうべき一連の國
有動産については、その所有権とともに一切の請求权も失われる。その他の國有動産、

國有不動産、及び私有の動産、不動産については、所有権は失われない。占領固か爲し
た占有、使用をめ地の管轄の措置はある範圍の財産については当然に認めなくてはならぬ
なり。しかし、それにつりアは、戦後に返還及び賠償の請求权が認められる。その禮、
完全に所存权を保持するものについては、損害があるは一般に賠償の請求权が認められ
る。

六、但し、古の占領地財産の処理は、一般的の特殊占領と異つ特別の合意のないときのこと
である。その点で韓國の日本財産の場合には次の二点へ大なる二つの問題となる。

第一に、アメリカによる朝鮮の上級は、戰斗の進行中ににおける典型的な戰時占領と違
つて、日本の降伏後の占領である。同シノ降伏後の占領である日本本土の占領にあって
は、不ツタム宣言、降伏文書の実施が特別法として施行し、一般占領法規は補充的に適
用されるなどとまり、一般占領法規による規律とは相當に異なつたことが實際に行われ
た。ホジタム宣言、降伏文書の各条項外、日本本土以外、朝鮮を含む日本の放棄地域及
びオランダの地域に、さうまま適用外あることは、えらいが、それらの地域の占領が單純化す

戦時占領ではないことは確かである。殊に、そのうちの地域は原則として、「独立」させること、「返還」「する」ということ、ハッタム宣言（カハヌ）薩达大書の中で規定されており、占領地としての朝鮮はこれを独立させることを日本はすこに連合国に約束している。この以上は占領は普通の戦時占領では考慮されない。日本本土の占領がそうであつたように放棄地感の占領も当事國に認められることは、その政治的目的の下で行われる占領であつて、単なる占領を越えて「管理」といわれる性質であつて、従つて、朝鮮についても、日本自ら承認している「独立」という目的の下で占領管理が行われ、占領地の財産についても占領の一般法規と異なることが行かれる法律的な可能性がある。

七、百聞遺して、注意されることは、割譲などを予定される他の放棄地域についても同じであるが、独立を予定する朝鮮の場合は、旧領有國財産について、いわゆる国家相続の問題があることである。

一般に國家相続の場合には、國有、不動産は新國家の所有となる。國有動産は政府の預金
ばかりは新國家の所有に移るが、一般に國有動産については確定した原則がない。私有財産
は原則としてそのまま、譲り受けられる。右のうち、所有権が移轉するものについては、補償の
請求ということはない。この場合は、ある範囲で、一般占領法規による財産処理の場合(五)
より強度である。

八 第二に、四条では、朝鮮がアメリカの軍政府が行つた日本財産の処理の効力を日本
が承認しているのであるから、右の処理がいかなるものであつても、四条の直接の効
果として、日本はその効力を認めなければならない。五一一般占領法規による財産処理
と違つより強度の処理であつても、また六の單なる占領以上に独立を予定する朝鮮の管
理下で適法に考え方の財産処理を越えた強度の処理であつても、さうにまた独立の
場合の國家相続を前提とする財産処理を越えた強度のものであつても、日本はその処理
の効力をそのまま認めなければならぬ。これが、四条の直接の効果である。

九 一般占領法規による財産処理の効果は、これは当然に被占領國が承認すべきものであ

るから、さつたゞに特別の規定をおく必要はない。四条のよろな規定をおへのは、そのような処理を越えて行つた処理を特に承認せしめあると想像される。

四条七点については、朝鮮の占領管理下で、アメリカ軍政府が在韓日本財産について行つた処理の効力が何であるかが最後の決定的な問題であるが、その判断の素材として与えられているものは、一九四五年十二月の軍政長官命令ナ三三号と一九四八年九月の米韓協定である。右の命令ナ三三号は、ナ二条で、在韓日本財産を、國有・私有を問わず、アメリカ軍政府に帰属(vest)せしめた。右の米韓協定はナ五条で、この帰屬財産を韓國政府に移転(transfer)し、その管理(administration)の下にあたる。韓国政府は、アメリカ軍政府の在韓日本財産の処理を承認し、その処理から生ずる現在及び将来の請求権を含むすべての責任についてアメリカに肩代り(五条三項)。

「とじろで」「帰属」と「う」とは、英米法上の観念であるが、この場合、所有相手側(アメリカ軍政府→韓國政府)に移してこれに一切の管理を行わせ、一方におそび従

その所有者の権利を必ずしも否認しないものである。従つて、これは單純な所有権の剥奪、即ち沒収とは違う。大体、英米が敵隊に自国内の敵産の管理につけてやつてゐる二とと同じやり方である。日本本土においても、連合国は、枢軸国即ち敵国の財産につけて同じことをやつた。そのいわゆる場合には、没収の効果は、その歸属行為から直接には生じない。連合国は、右のようす在自国内の敵産及び占領管理下の敵國より他の敵国の財産の没収（賠償と関連しているが、私有財産については、補償の規定がなく、实质的に没収である）を含む处分權を得たが、（一水は平和条約の特別の規定（平和条約第十四条2及び二〇条参照）下のものである。日本の在韓財産が、いわば処理されるのは、四条16の留保を除いて、四条14の特別取扱による今後向應とされてゐる。若し軍政府の命令が完全な没収であつたら、四条16の規定は法律的な意味を失うであろう。

二 のみならず、日本の在外財産の没収処分は連合国に対する認められたのであつて、韓國ではそのような権利は認められていない。（二一条）。且つ連合国による日本の在外財産の没収（一定財産除外例がある）（二四条2五）、四条16によつて日本の在韓財産の

没収が一般に（帰属は公私を問わず一切の日本財産についても適用される）認められる結果となれば、自国内の日本財産に対する連合國の権利以上のものを韓国に与えたことになり、不合理である。

〔三〕以上の四条の結果アメリカ軍政府の処理（一〇）によつて結局韓国政府に移転された日本財産についてなお從来の所有者たる日本或は日本人に戻ると考えられる権利も、平和条約で保障されてゐるのではなく、それこそ正に四条の日韓特別取極で、処理されることは予定されてゐるものである。されば、どこに在韓日本財産につりてそれをける日本に権利が残さざつゝいかは、結局、アメリカ軍政府命令の「帰屬」（Vest）行為に依存する。それについては、英米法の觀念で、なお明確にしえない点もあるが、日本財産一般が帰属されただけで最終的に権利を剝奪されていよいよ、即ち没収ナルなりではあるといふことから、帰属財産又はその形を度えたもの（売得金、収益金）一般（公私を問わず）一切の財産が帰属の対象）の価値で等しく請求権をもつと認めることが無理である。されど亦、四条の他に、とくに右項を有した意味が実質的に殆んどない。

一般占領法規（五）からしても無理であるが（一定の没収し難い財産がある）、独立のための管理（六）、國家相続の前提（七）などを考慮すれば（補償を伴わずは当然所有权の移転する財産の範囲で五の場合を越えるものがある）、なおさら無理である。帰属行為によつて、前所有者の権利を完全に否定することなく所有を表した財産の権利關係が最終的にどうなるかは、そのよう返帰屬行為による処理を通じて達成しようとする目的と無関係に判断することはできなかろう。占領中の軍政府の処理で他に特別のもの（それがされば四条りで日本は承認しなければならぬ）がない限り、「帰属行為」の最終的効果（それが四条りで日本が承認すべきもの）、との反面にあいてなお日本に残ると考えらるる権利（請求权）の性質及び範囲については、以上の諸要素を併せ考うべきであろう。